

# 山口県報

平成26年  
7月11日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課)	二
農用地利用配分計画の認可(農業振興課)	五
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工 事(都市計画課)	五
公告	五
契約の締結(情報企画課)	五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
人委公告	七
平成二十六年山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施	七
平成二十六年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施	九
平成二十六年山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施	九
平成二十六年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施	二
平成二十六年山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施	五
平成二十六年山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施	七
選管告示	七
政治団体の名称等	九
政治団体の異動事項	九
解散等に係る政治団体の名称等	九
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称 等	二〇
個人演説会等を開催することができる施設	二〇
公安委公告	二〇
一般競争入札の実施	二〇

### 山口県告示第二百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療  
機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団清富会サンボ プラ病院		宇部市東芝中町四番四〇号		平成二六、三、三一
上宇部内科医院		沼二丁目一番四一〇号		" 二四
くさの胃腸内科クリニック		大字東須恵一九七六の一		" 四、三〇
さがら眼科クリニック		萩市大字今古萩町四三の一		平成二四、一、一
甲嶋内科		防府市戎町二丁目七番四三〇号		平成二六、三、三一
医療法人社団兼子眼科医院		八王子一丁目一六三六の七		" 四、三〇
いしいケア・クリニク		岩国市室の木町一丁目一番五〇号		" 二、二八
吉村医院		光市島田二丁目八番二二〇号		" 五、一一
まつざき内科医院		周南市中畷町七番二〇号		" 三、三一
高雄歯科クリニック		萩市大字御許町四二の一		" "
いそべ歯科医院		柳井市南町七丁目一四番七号		" "
まさる歯科医院		周南市住崎町六番一七号		" "
三の宮薬局		山口市三の宮二丁目七番六号		" "
薬局エンゼル		萩市大字須佐四九八〇		二、四
いちご薬局光店		光市島田二丁目九番三八号		" 五、九
磯部薬局		周南市大字櫛ヶ浜一一九		" 三、三一
有限会社さきりん薬局		山陽小野田市住吉本町一丁目三番 二二三号		" 一、四

### 山口県告示第二百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
特定福祉用具販売事業者 株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス	宇部市川上七〇の九	介護福祉用具貸与	平成二六、五、三一
特定福祉用具販売事業者 株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス	宇部市川上七〇の九	介護福祉用具貸与	平成二六、五、三一
医療法人新生会	岩国市麻里布町三丁目五番五号	いしいケア・クリニック	岩国市室の木町一丁目一番五〇号	介護予防防居室療養管理指導	平成二六、二、二八
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス	宇部市川上七〇の九	福祉用具貸与	平成二六、五、三一
特定福祉用具販売事業者 株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス	宇部市川上七〇の九	介護福祉用具貸与	平成二六、五、三一

山口県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社くすりのあまくさ	山口市古熊二丁目九番二二号	よしき薬局	山口市吉敷下東一丁目一六番五号	居宅療養管理指導	平成二六、六、二二
有限会社サンエフ	岩国市門前町二丁目三六番七号	やまて薬局	岩国市山手町二丁目一八番一三三号	居宅療養管理指導	平成二六、一、一
医療法人新生会	麻里布町三丁目五番五号	いしいケア・クリニック	麻里布町三丁目五番五号	介護	平成二六、三、二
株式会社しおかぜ	柳井市大島九〇六	おおばたけ薬局	柳井市大島九〇六	介護	平成二六、六、二
フラワー・プロシステム株式会社	宇部市大字中野開作六七	さつき薬局	山陽小野田市北竜王町一〇番八号	介護	平成二六、二、二
株式会社サク	岐波八〇八の二	ケアハウス桜式番館セイター	宇部市大字西岐波二〇六六	通所介護	平成二六、六、二
株式会社レシ	中村二丁目六番一七	厚狭駅南薬局	桜一丁目一番三三	介護	平成二六、五、二二
株式会社サク	岐波八〇八の二	ケアハウス桜式番館セイター	宇部市大字西岐波二〇六六	通所介護	平成二六、六、二
株式会社サク	岐波八〇八の二	ケアハウス桜式番館セイター	宇部市大字西岐波二〇六六	通所介護	平成二六、六、二

合同会社ケアアシスタンス	萩市大字椿東二六三七の一	リハビリ型デイサービス	萩市大字椿東二六三七の一	"	"	四	一
有限会社松重商店	岩国市関戸一丁目一〇五の二七	デイサービスセンターふれんど関戸式番館	岩国市関戸一丁目一〇五の二九	"	"	五	"
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	特別養護老人ホーム山口あかり園	山口市黒川三三六三	短期入所生活介護	"	四	"
社会福祉法人暁会	下関市大字小野六四の一	特別養護老人ホームあかつき苑防府	防府市大字江泊一七九〇	"	"	三	"
社会福祉法人錦福祉会	岩国市錦町広瀬七五八	介護老人福祉施設ウイータ	岩国市麻里布町三丁目五番三〇号	"	平成二五、二一	二、	"
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二号	特別養護老人ホームひかり苑	光市大字三井一〇五六の一	"	"	五	"
社会福祉法人豊徳会	美祿市秋芳町の三	特別養護老人ホーム青景園サテライト秋芳の里	美祿市秋芳町の三	"	"	八	"
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一号	株式会社河村福祉サービス	山口市阿知須四八二五の一	福祉用具貸与	平成二六、	六、	"
有限会社ミネル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	かいこのスマイル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	"	"	五	"
社会福祉法人佐波福祉会	山口市徳地八坂一三三〇	グループホームかじかの里	山口市徳地八坂一三三〇	認知症対応型共同生活介護	"	四	"
社会福祉法人同朋福祉会	美祿市於福町一上四〇一七の	グループホームひかりの園	美祿市於福町一上三二六七の	"	"	六	"

山口県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十一日

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業者	名	居宅介護支援事業所	所在地	指定年月日
医療法人丘病院	山口市中河原町二番一四号	丘病院居宅介護支援事業所	山口市中河原町二番一四号	平成二六、
有限会社ライフサポートハウス	周南市新清光台四丁目一番一三三	くまげ介護保険相談所	周南市新清光台三丁目一番一二	平成二五、
有限会社ミネル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	かいこのスマイル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	平成二六、
社会福祉法人幸寿会	熊毛郡平生町大字平生五の一	居宅支援事業所サンガーデン	熊毛郡平生町大字平生五の一	"

山口県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
沼田光生	周南市梅園町一丁目三八	海風診療所	周南市梅園町一丁目三八	介護予防訪問看護	平成二六、五、一
有限会社サンエフ	岩国市門前町二丁目三六番七号	やまて薬局	岩国市山手町二丁目一八番一三三号	介護予防居宅療養管理指導	六、
株式会社しおかぜ	柳井市大畠九〇六	おおばたけ薬局	柳井市大畠九〇六	"	"
株式会社フラワー・プロスTMS株	宇部市大字中野開作六七	さつき薬局	北陽小野田市北竜王町一〇番八号	"	"
有限会社レシビ	中村二丁目六番一七	さゆり薬局	大字小野田一三二五の三〇	"	"
株式会社サク	岐波八〇八の二二	つくし薬局	大字鴨庄一一の二三	"	"
株式会社ケアアシスタンス	萩市大字椿東二六三七の一	厚狭駅南薬局	桜一丁目一番三三	"	五、二二
有限会社松重商店	岩国市関戸一丁目一〇五の二七	ケアハウス桜式番館デイサービスセンター	宇部市大字西岐波二〇六六	介護予防通所	六、一一
エポックワン株式会社	周南市城ヶ丘三丁目一番三三	リハビリ型デイサービス	萩市大字椿東二六三七の一	"	四、一
		セイサービスとふれんど	岩国市関戸一丁目一〇五の二九	"	五、
		セイサービス	周南市大字久米二六六八	"	六、
		セイサービス		"	"
		セイサービス		"	"

山口県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十六年七月十一日

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	特別養護老人ホーム山口あかり園	山口市黒川三三三	介護短期入所介護
社会福祉法人社会福祉法人	下関市大字小野六四の一	特別養護老人ホームあかつき苑防府	防府市大字江泊一七九〇	"
社会福祉法人社会福祉法人	岩国市錦町広瀬七五八	介護老人福祉施設ウイータ	岩国市麻里布町三丁目五番三〇号	平成二五、二、
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二二	特別養護老人ホームひかり苑	光市大字三井一〇五六の一	"
社会福祉法人豊徳会	美祢市秋芳町秋吉五二四三の三	特別養護老人ホーム青景園サテライト秋芳の里	美祢市秋芳町秋吉五二四三の三	平成二六、六、
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一	株式会社河村福祉サービス	山口市阿知須四八二五の一	介護予防福祉用具貸与
有限会社ミネル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	かいこのスマイル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	五、
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一	株式会社河村福祉サービス	山口市阿知須四八二五の一	平成二六、六、
有限会社ミネル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	かいこのスマイル	山陽小野田市大字西高泊五三六の一	五、

山口県告示第二百四十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	賃借権の設定等を受ける土地 (平方メートル)
農事組合法人あいさいの里	柳井市日積三九六四	柳井市日積字土井四五 ほか二七筆	三八、九四〇
農事組合法人ファーマー日積	二 " " 六九三二の	七 " " 字上若杉七 七四三ほか一筆	五、五九二
有限会社ジエイエイ南グリーン	一 " " 余田三五〇〇の	八 " " 新庄字篠原一四 八三の一ほか五筆	七、七三三
有限会社友進	一 " " 伊陸五四四六の	七 " " 伊陸字川畑一七 七〇の一	一、七六一
農事組合法人アグリファーム木地の郷	熊毛郡田布施町大字波野一二九九の一	熊毛郡田布施町大字波野字平井二〇の一ほか二七筆	四九、三三〇
株式会社アグリ・サポート・カネモト	二 " " 二六九 " "	田布施字初人四二の一ほか二三筆	四〇、三三〇

二 認可年月日

平成二十六年七月九日

山口県告示第二百四十三号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり行う。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 公共下水道の名称  
周防大島町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の内容及び区域又は区間

内 容	区 域 又 は 区 間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字棕野字田ノ迫一〇三の五地先から同郡同町大字久賀字御幸松沖二六〇一の三九地先まで 同郡同町大字小松字安迫一〇三の五地先から同郡同町大字小松字安迫一〇三の五地先まで
終末処理場	大島郡周防大島町大字棕野字田ノ迫一〇一、一〇三の四、一〇三の五、一一六六の二七及び一一六八、字田ノ迫第一〇六並びに字田ノ迫丸子一一七二、一一七三及び一一七九

三 工事の開始の日

平成二十六年八月五日

(二二八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
人事給与福利厚生システム運用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十六年五月二十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目一番一号
- 六 落札金額  
一億千四百四十八千円
- 七 入札公告日  
平成二十六年四月十五日
- 八 その他



- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
購入等
- (三) 落札方式  
最低価格

(二一九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ふれあいの家鴻の峯

代 表 者 の 氏 名 杉山 節子

主たる事務所の所在地 山口市朝田九四一番地の一

(二二〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう

代 表 者 の 氏 名 和田 敏男

主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(二二二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年八月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NPO萩みんなの図書館

代 表 者 の 氏 名 澤井 潤子

主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

(二二三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年八月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 特定非営利活動法人ひかりクラブ  
 代表者の氏名 梅本 貞則  
 主たる事務所の所在地 光市島田一丁目三番一号

(二二三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称  
 長門市油谷新別名字丸田及び字小島（一工区、二工区及び五工区）
- 二 開発許可を受けた者  
 長門市



公告  
 平成二十六年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

平成二十六年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

山口県人事委員会

- 一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
短大卒業程度	小・中学校栄養士	五人程度	市町立小・中学校、学校給食センター等における専門業務

試験区分	受	験	資	格
短大卒業程度	平成元年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成二十七年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者			
高校卒業程度	平成五年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者及び平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。）			

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	受	験	資	格
小・中学校事務	二十一人程度	一人程度	市町立小・中学校における一般事務	
電気	一人程度	一人程度		
林業	一人程度	一人程度		
土木	二人程度	二人程度		
警察事務	五人程度	五人程度		
事務	五人程度	五人程度		

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（小・中学校栄養士、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時、場所等  
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

程度卒業大		程度卒業高		区分
試験養	試験門	試験養	試験門	試験名
小・中学校 栄養士	小・中学校 栄養士	全試験職種	電林土 気業木	試験職種
公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験		試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験		試験の内容
二時間 三十分	二時間	二時間	二時間	試験時間

2 日時

平成二十六年九月二十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務、警察事務及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)まで

3 場所

程度卒業高			程度卒業大		試験区分
			試験地	試験地	
周南市	山口市	下関市	山口市	山口市	会場
山口県周南総合庁舎			山口県立大学	山口県立大学	会場

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験又は作文試験及び適性検査

日時 平成二十六年十月十八日(土曜日)  
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二  
山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十六年十月二十日(月曜日)から同月二十七日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点  
専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点  
専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点  
口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。



(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年十月七日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万五千三百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万六千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件にに応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年七月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年七月十一日(金曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年八月二十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十六年七月十一日(金曜日) 午前九時から同年八月二十二日(金曜日) 午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験区分	試験職種	出題分野
短大卒業程度	小・中学校栄養士	社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 給食の運営
短大卒業程度	土木	測量 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 社会基盤工学 土木施工
短大卒業程度	林業	森林経営 森林科学 測量 林産加工
短大卒業程度	電気	数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 電子情報技術 電子計測制御

公 告

平成二十六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施しま

す。  
 平成二十六年七月十一日  
 山口県人事委員会

採用予定人員	採用予定人員
区分	採用予定人員
一般	二十人程度
武道指導	二人程度

二 職務の概要  
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。  
 三 受験資格  
 (一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受験資格
一般	昭和五十六年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和五十六年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限りません。 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの
武道指導	同上

- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 日本の国籍を有しない者
  - 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
 試験の方法、内容、日時及び場所  
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

- (一) 第一次試験  
 1 方法及び内容  
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時  
 平成二十六年九月二十一日(日曜日)  
 試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで  
 3 場所  
 下関市 下関市立大学  
 山口市 山口県立大学  
 岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

- 方法及び内容  
 (1) 論文試験  
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- 口述試験等  
 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。
- 実技試験(武道指導のみ)  
 武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。
- 身体検査  
 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
 なお、検査には、次のような基準があります。  
 身長 一六〇センチメートル以上であること。  
 体重 四七キログラム以上であること。  
 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十六年十月二十五日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十六年十月二十六日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十六年十月二十七日(月曜日) から同年十一月五日(水曜日) までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(4) 実技試験

日時 平成二十六年十月二十六日(日曜日) から同年十一月五日(水曜日) までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年十月二日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けよとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万三千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年七月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年七月十一日(金曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年八月二十九日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十六年七月十一日(金曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-一九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-一九三三-〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十六年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成二十六年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	二十三入程度
東京都 京都府 大阪府 兵庫県	それぞれ二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十六年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和五十九年九月二十三日から平成九年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
京都府	昭和五十九年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
兵庫県	昭和五十四年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者



四

- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所  
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十六年九月二十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十六年十一月一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

体力検査

日時 平成二十六年十一月二日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十六年十一月三日(月曜日)から同月十二日(水曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験



教養試験 五〇点  
 (一) 第二次試験

作文試験 四〇点  
 口述試験等 一四〇点  
 体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十六年十月二日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十六年十一月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十六年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。  
 おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十七年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万六千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年七月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。  
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。  
 志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県等の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年七月十一日(金曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年八月二十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十六年七月十一日(金曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後五時まで

十 その他  
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇二一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十六年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

四 (一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十六年九月二十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること  
 体力検査  
 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
 なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
- 握力 左右の平均が二四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一五回以上
- シャトルラン 二五回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十六年十月二十五日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十六年十月二十六日(日曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十六年十月二十七日(月曜日)から同年十一月五日(水曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年十月二日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万三千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年七月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円

分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年七月十一日(金曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年八月二十九日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年七月十一日(金曜日) 午前九時から同年八月二十二日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十六年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

九人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十六年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十六年九月二十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容



- (1) 作文試験  
表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査  
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。  
身長 一五〇センチメートル以上であること。  
体重 四三キログラム以上であること。  
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。  
色覚 職務の遂行に支障がないこと。  
聴力 正常であること。  
その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。  
体力検査  
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。  
反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上  
握力 左右の平均が二四キログラム以上  
上体起こし 三〇秒間に一五回以上  
シャトルラン 二五回以上  
関節運動 正常であること。
- 2 日時及び場所
- (1) 適性検査及び作文試験  
日時 平成二十六年十一月一日(土曜日)  
場所 山口県総合交通センター  
体力検査  
日時 平成二十六年十一月二日(日曜日)  
場所 山口県警察学校  
口述試験  
日時 平成二十六年十一月三日(月曜日) から同月十二日(水曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

- 場 所 山口県警察学校  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 五 配点  
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
- (一) 第一次試験  
教養試験 五〇点  
第二次試験  
作文試験 四〇点  
口述試験等 一四〇点  
体力検査 六〇点
- 六 合格者の決定方法  
(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。  
ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。  
(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。  
ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。
- 七 合格者の発表  
(一) 第一次試験合格者  
平成二十六年十月二日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。  
(二) 最終合格者  
平成二十六年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。  
なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。
- (三) 試験の得点等の開示  
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。





山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
村岡つぐまさ後援会	代表者	松永 博男	田中 裕子	平成26、9 6、
	会計責任者	〃	〃	
山口県歯科技工士連盟	事務所	山口市萩町2番48号	宇部市床波6丁目9番28号	〃 〃 27
	代表者	藤井 康弘	磯村 辰夫	
	事務所	山口市徳積町4番33号	山陽小野田市大字通生646の2	

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
佐田誠二後援会	佐田 誠二	佐田美智子	山口市小郡下郷1/95の10	平成26、4、30
橋本龍太郎後援会	橋本龍太郎	橋本宏次郎	防府市大字上右田1/650の1	平成25、12、31
林たかあき後援会	妹尾 亮三	河内 裕文	下松市東陽2丁目26番2号	平成26、6、15

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
佐田 誠二	山口市議会議員	佐田誠二後援会	山口市小郡下郷1/95の10	平成26、6、4

山口県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十六年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
美川体育館 岩国市美川町四馬神一三〇九 平成二六、六、二五



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
  - (二) 物品等の名称及び数量
  - (三) 運転免許証両面プリントシステム 一式
  - (四) 物品等の特質等
  - (五) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 使用期間
  - (一) 平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間
- 三 使用場所
  - (一) 山口県岩国警察署ほか二十四箇所
- 四 入札参加資格
  - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
  - (五) 平成二十六年七月十一日から同年八月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 五 契約条項を示す場所
  - (一) 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 六 入札説明書及び仕様書の交付
  - (一) 山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。
- 七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法

- 八 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 九 提出場所
  - (一) 山口県警察本部警務部会計課
- 十 受領期限
  - (一) 平成二十六年八月二十一日正午(入札書を持参する場合は、平成二十六年八月二十一日午後三時)
- 十一 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所
    - (一) 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
  - (二) 日時
    - (一) 平成二十六年八月二十一日午後三時
- 十二 入札保証金
  - (一) 免除する。
- 十三 無効入札
  - (一) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (二) 入札参加資格のない者がした入札
  - (三) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (四) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十四 落札者の決定方法
  - (一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十五 その他
  - (一) 契約担当者
    - (一) 山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
    - (一) 日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否
    - (一) 要
  - (四) 契約保証金
    - (一) 免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)に問い合わせる。

## 十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of double sided driver's license printing system
- (3) Term of use: From January 1, 2015 to December 31, 2019
- (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and 24 other places
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (TEL: 083-973-2900)
- (6) Time-limit for tender: 12:00 P.M. August 21, 2014 (If brought in person: 3:00 P.M. August 21, 2014)